

令和4(2022)年第2回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和4(2022)年2月10日(木)			
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール			
開会	午後2時	閉会	午後4時20分	
議事及び 議決結果表	番号	件名	結果	備考
	発議案第1号	飯塚市農業委員会副会長職の解任を求める動議について	否決	
	議案第5号	農地法第3条の許可申請について	許可	2件
	議案第6号	農地法第4条の許可申請について	許可相当	1件
	議案第7号	農地法第5条の許可申請について	許可相当	4件
	議案第8号	農用地利用集積計画(利用権設定)について	決定	78件
	報告第4号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について	済	1件
	報告第5号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について	済	37件
	報告第6号	農地転用完了等の報告について	済	
出席委員	農業委員	19人	農地利用最適化 推進委員	6人
欠席委員	農業委員		0人	
署名委員	4番	茅野 兵次郎	5番	藤田 武治
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘
	主事補	野中 智仁		
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司			

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 真	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	淺田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（6名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	一	16	山本 真二	○
2	幸崎 繁	一	17	平嶋 正雄	一
3	三村 保始	一	18	田中 直敏	一
4	肘井 郁秀	一	19	原 寅雄	一
5	池永 雅行	一	20	藤井 光生	一
6	福間 健二	一	21	瀧本 康男	一
7	岡松 正利	一	22	中野 敏次	一
8	大村 敏之	一	23	多田 茂康	一
9	小畑 和廣	一	24	武本 正国	一
10	平畑 悟諭	一	25	山本 保利	○
11	水間 惣吾	一	26	松延 隆幸	一
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	一
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	一
14	藤田 光幸	一	29	森田 輝巳	○
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	一

発議案第1号 飯塚市農業委員会副会長職の解任を求める動議について

提案委員	1番農業委員：福澤委員
補足説明	<p>※事務局にて、提案委員に対し動議案件及び同意者の有無を確認 (事務局)</p> <p>飯塚市農業委員会総会会議規程第13条の規定により、動議は、出席委員の1人以上の同意がなければ、これを議題とすることができないと規定されております。 また、議題となれば、総会の議案としてお取り扱いをお願いします。</p>
動議案件	<p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>飯塚市農業委員会副会長職の解任を求める動議を提案いたしますので、よろしくお願いします。</p>
審議の順序	<p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>動議が成立したときには、コロナの関係上審議時間が限られておりますので、後の審議に支障が出ないよう簡潔に行いますので、令和3年2月10日に提案された飯塚市農業委員会会長職の解任を求める動議と同じ最初の審議でお願い致します。</p>
補足説明	<p>(議長)</p> <p>ただいま1番福澤委員より、飯塚市農業委員会総会規程第13条により副会長の解任について動議がなされました。農業委員会等に関する法律第5条第7項には農業委員会はその所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができるという規定になっております。そういうことで、副会長の解任決議が提案されましたけれど、これは該当しませんので、審議の議題とすることはできません。いいですか。そういうことで次に進めます。</p> <p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>それは会長しか解任できないという事ですか。</p> <p>(議長)</p> <p>そういうことです。</p> <p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>そういう法律があるわけですか。</p> <p>(議長)</p> <p>そういう法律があります。今説明しましたね。あなたたち皆さんにやっとる農業委員会手帳の中に農業委員会に関する法律という中の第5条第7項の中に書いてあります。そういうことです。じゃあ議事を進めます。よろしいですか。</p> <p>(事務局長)</p> <p>先ほどの動議が出されまして、私たちも農業委員会法を頭に入れておかないといけないですけれども、農業委員会法の5条の中で会長の解任の場合という事で、記載があります。そこに関して、副会長の記載がないという事で判断をさせていただいておりましたけれども、飯塚市農業委員会規程第2条第4項の中にですね、法律第5条第4項、第6項及び第7項の規定は、副会長について準用するという規定がありますので、そちらの方に関しまして、対応を取らせていただきたいと思います。私の判断ミスでございました。どうもすみませんでした。</p>
質疑・意見	(13番農業委員：大熊委員)

	<p>先ほど事務局長から説明がありましたが、飯塚市の中にはそういう条例があるという事ですが、それはいつそういった条例ができとったんですかね。</p> <p>(事務局長)</p> <p>先ほど申しました飯塚市農業委員会規程でございます。平成18年3月26日となっております。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>平成18年3月15日といいますと合併前ですね。26日ですね。26日であれば合併前にできとったんでしょ。だから合併前にできとったのをそのまま引きずっとということですか。そこらへんの見直しというのはされてないんですか。そのまま飯塚市の条例を全部そのまま引き継いだという事ですか。</p> <p>(事務局長)</p> <p>当然ですね、平成20年3月、平成23年3月、平成25年3月、平成28年4月それぞれの時点では施行期日で附則等を定めた経緯がありますので、その中でこの規程についても協議がなされたものだと思います。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>そこらへんはどんな風な引き継ぎで条例関係とかどのような引き継ぎ方がされたのか分からんもんですから、もしそういった条例があればですね、私も何回かそういったことを言ってきたと思いますが、そういった決まりがある分はですね、皆さんに配付しとかんと。ただホームページを見たら分かりますよとか言われてもですね、なかなか慣れない人はそこらへんに目が届きませんので、やっぱり農業委員としてやってきてある方にはそういう情報をですね、全部出してやらんとこういう問題がでてくるとよね。私はそういったことはさっき言いましたように農業委員会の組織に関する法律の関係しか見ていないくて、飯塚市の中にそういった条例があるのが分からなかつたからですね。いらんことを先ほども言いましたけれども、そういった条例があるなら、あるという事でみんなにそういった情報をですね、取り決めとかも最低でも農業委員なり推進委員の方にはそういった条例等をださないかんのではないのですかね。以上意見です。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>私のことで議案に上がつとるから心苦しいんですが、今日は規程も何も持ってきていない。普通は持ってきてますけども、今のは読み違いはないんですよね。それだけは念を押しますね。</p> <p>(事務局長)</p> <p>飯塚市農業委員会規程第2条第4項の規定で間違いございません。</p> <p>(事務局長)※13番農業委員：大熊委員からの質問に対する回答の補足</p> <p>先ほどから申しますとおり、平成18年3月26日に合併をしております。こちらの方に関しましては、合併協議会の一市四町でも協議がなされた上で、全てのことに関しまして、この規程も含めまして、告示をされておりますので、それはそのまま引き継いでおるものだと考えております。</p>
同意者	<p>(議長)</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第7項の規定による解任決議は会長しかできない</p>

	<p>という事で、これは議題にならないという風に回答しておりました。しかし、先ほど調べましたところ、飯塚市農業委員会規程第2条第4項にですね、法。法というのは先ほど説明してました、農業委員会等に関する法律ですね。第5条第4項、第6項、第7項の規定は、副会長について準用するとありますことから、先ほど1番委員より副会長の解任についての動議が提出されましたので、同意者を確認致します。分かりますでしょうか。副会長の解任につきまして、同意者はおられますか。同意者を確認したいと思います。同意される方は挙手をお願い致します。</p> <p>&lt;同意者&gt;</p> <p>10番農業委員：新開委員、11番農業委員：上田委員、17番農業委員：城石委員、以上3人</p> <p>(議長)</p> <p>本件につきましては、同意者がいますので、飯塚市農業委員会総会会議規程第13条の規定により、動議は成立しました。</p>
動議の内容及び 提案理由	<p>(議長)</p> <p>それでは、発議案第1号「飯塚市農業委員会副会長職の解任を求める動議」について審議いたします。まず、提案委員より動議の内容及び提案理由について説明を求めます。</p> <p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>提出の提案理由を説明致します。令和元年6月6日提出の理由書及び経過報告書に対する処理の仕方。また、令和3年2月10日に提案されました飯塚市農業委員会会長職の解任を求める動議についての処理の仕方でございます。会長解任の動議の理由として会長職を利用して私利私欲に走り、[ ]に便宜を図ってもらったとそのようなことです。それが事実かどうかの調査もせず、欠席裁判のようなことをされております。この令和元年提出の理由書についても全体会議を開いて審議をすると約束をされておりましたが、いまだにそれも実行されておらず、隠蔽状態でございます。何人かの市議会議員の方とも、そして弁護士にも相談しながら私なりに調査をして参りましたので、今回速やかに調査委員会を立ち上げていただき、その結果をもって3月の総会で採決をお願いしたいと思います。</p>
質疑・意見	<p>(11番農業委員：上田委員)</p> <p>1番委員から動議が出されております。この動議は副会長職の解任ということで動議が出されておるわけで、調査委員会を立ち上げてするとかいうことではないわけですよね。ですから、調査委員会を立ち上げるのでしたら、動議ではなく、調査委員会を立ち上げてくれという要望をして、それを3月の総会までに結論を出してもらえんやろうかと。私は証人で出るというようなことで進めてもらった方がいいんじゃないかと思うんですよね。ここはもう動議で解任動議ですから、解任するかどうかの決議をせないかん。それとは今言われようのがちょっと違うもんで。だから、そこらあたりは議長の方で進めてください。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>上田委員から出たことはですね、これとはやり方が違うというようなことで提</p>

案があったやないですか。それはそれでいいです。やり方でしようけど。提案された方の意見がふらついとるやないですか。動議を出しながら調査委員会をつくってくれって。動議したら調査委員会も何もいらんやないですか。どういう形で物事を処理されようとしてあるのかをですね私は聞きたい。調査委員会とかいらないですよ、そしたら。動議やったけれども、こういう形やったら、調査委員会をつくって、3月でどうとかこうとか言いなった。それから動議のことで解任を出したって。何か話が違う方向が2つ出されるとるやないですか。どっちを取り上げよるんですか。

(提案委員：福澤委員)

今ですね、結局解任の賛否を取るという事でしょ。だけど皆さん委員の方ですね、内容も何も分からんですね、私は何も調査もしてもらわんんですね、ただ言われただけで、噂話かなんかですね、それが事実かのようにされて解任されるとるわけですよね。色々市会議員の方とか弁護士の方にもですね相談しましたけど、この解任のやり方ですね。これはちょっとおかしいんじゃないかなと。大体ですね、さっき言われた通りですね、今から先会長を解任するときにはどういう手順を踏んで、どうしてするですね。そういうのをきちっと決めてですね。ただ自分が気に入らんやったら、みんな反対反対という事で解任できるようなあれじゃなくて、ちゃんと調査をしていただいてですね、そしてそれが事実なら当然ですよ。私もそういう私利私欲で動いたとならですね、今から先地元の役とかつける立場じゃないですよ。そういうことで私はちゃんと何かあればですね、ちゃんと調査をしていただきたい。それなら今解任の多数決を取るとならですね、それはもうそれでいいでしょう。

(5番農業委員：藤田委員)

前会長から副会長の動議が出されましたけれども、前会長の解任の時にね、現在の副会長が議長になって議事進行された。そのことについてですけれども、あの時に全員でね、[REDACTED]の問題で、[REDACTED]と福澤委員とそれから出された書類をみんなが目を通して、そしてこれは正しかったのかどうなのかその判定を副会長がされただけやないですか。それはみんなに諮って、賛否を取ったわけですよ。そして会長は解任という形になったわけですから、副会長が議長をして、その議長の議事のやり方がまずかったから会長が解任されたわけではないわけですよ。そういう書類をみんなが目を通して、そしてその中で会長職解任という形になったわけやから。副会長の議事の進行のやり方がどうのこうのとか、調査をせんやつたからどうのこうのとかそういう話にはならんと思います。よって、今動議が出されたから、副会長の解任をどうするかをみんなに諮ればいいやないですか。みんな会長職の解任をした時の考え方とはみんな書類を読んどるから分かるわけですよ。だから、諮ってみればいいやないですか。どうするか。

(提案委員：福澤委員)

私の時もですね、全体会議を開いてですね、詳しく色々な説明をさせていただいております。だから、今回も私から質問したいし、それでちゃんと答えていただければですね、もうそれで来月採決していただければですね、それでいい

と思います。私と同じようにですね、私も全体会議を開いてですよ、色々質問が出て、その中で皆さん方が賛否を取ったわけですよね。そういうことで、今回も色々な資料がありますからですね、それを元に全体会議でしてですね、そして、来月に採決を取っていただきたい。そういうことです。そうじゃなくてですね、強引に多数決ですることであれば、それはもう議長の考え方やろうけん、それは仕方ないんじゃないですか。

(議長)

そういうことにはならんとやないですか。今出たのに対して副会長が反論して、そして皆さん方にこの動議が適正かどうか判断してもらうのがいいと思いますけどですね。

(2番農業委員：大隈副会長)

1つ目、今言われたから、パツと書いただけですけども、令和元年6月6日に理由書。■だったかと思います。理由書が出てきました。私は小委員会の委員長として、これを全体として、全会一致でこれを答申しました。そのところで、内規がどうとかが問題になって、法的にどうかという話もしました。結論は出てます。そうしたときに、これを総会に付議せいという事で総会にかけました。かけたときにそれは法的にどうだこうだと言われて、検討せいで言われたけれどもですね、この時が小委員会でしたことは総会に付議することやないんですよ。これは事務局も誤つとるんです。総会に報告するってなってるんですよ。総会会議規程は。そういうことは私の責任じゃないですよ。私はそれを総会にかけましたよ。理由書のことで。それからずっと流れてきて、フローチャートを作ったやないですか。みんなが小委員会でしたことは、全部総会で付議って。全体会議にかけて。飯塚市農業委員会総会会議の規程には総会に報告となってますよ。それを止めたのは最初から会長やったやないですか。パツと意見が出てから、弁護士に聞いて来いって、法制局に聞いて来いって。だからあの時は最終的に報告はならんまま、流れ込んだことになりますよ。そして、理由書という言葉じやいかんという話の中からフローチャートが出てきたやないですか。私は何ら自分の仕事でやましいとか思ってませんから。

2つ目、全体会議をするって。■の■。全体会議するって言われました。この時の議事のやり方が悪いって言われました。さっき藤田委員からそういう話があった。私は会長職に係った問題だったから、その時は副会長が代理として議事を進めるって。私利私欲は挟んでないですよ。淡々と手続きに則ってやっただけですよ。みんなが理由とか言われるけども、その前に全体会議を2回やっとるやないですか。皆さんは■の件で。経過というのは知ってるから、さっき藤田委員が言われたやないですか。経過とか全部協議したって。その上に出てきた話が解任という話が出てきた時に、私は議長は好き好んでやったわけではないですよ。職責上会長に関することが議案になったときは、会長が議事進行するわけにはいかないから、副会長がっていう立場の下でしただけですよ。そして、皆さんに意見を1つ1つ丁寧に尋ねていってですね、そしてやった。それがまずいって。そして、そ

の後に全体会議をしていないやないかって。私は [ ] のところは会長の案件だったから全体会議の会長を進めました。後の残ったところについては、私は議長職を降ります。だから、そのことは私にとって責任ですか。私は堂々と延ばさんでいいですよ。この場で解任なら解任で辞めますから。してもらって結構ですよ。どこか不手際があったなら、きっちり指摘をして下さい。単にそういう役柄があったから代わってやっただけですよ。以上です。

(提案委員：福澤委員)

時間もかなり過ぎておりますので、一旦動議を取り下げさせていただいて、そして前からお願いしとった全体会議をしていただきたいと願っております。

(16番農業委員：深町委員)

先ほどから、なんか知らん変な風になつとる。緊急動議で出た場合、それを審議しよる途中でおかしな風になりよる。動議が出たら、まず動議からしましようという事を決めたんじやないですか。その中になんか知らん昔の話がゴタゴタしてきとる。まず1番に色んな問題があつたかもしけんけど、まず会長解任は絶対多数でから決定したことでしょう。だから、今動議として出されたとしても、副会長がその時議長をされたけれど、私たちから見ても公明正大な議事進行をされたと思っております。そのために皆さん方が賛成多数をいう結果を出してくれたんでしょう。その結果を無視してから、蒸し返すんですか。そういう風な農業委員会じゃだめですよ。私たちは私たちの立場を利用するための会議じやないとですよ。基本は飯塚市の農家1人1人のためのことを審議するのが主でしょうが。目的を忘れたらいかんですよ。

(議長)

今ですね、福澤委員は動議を取り下げると言われましたけれども、これに対して色々皆さん方から意見が出ております。それで、その取り下げるについてですね、それを可とするのか、或いは否とするのか。取り下げるとはできないという事であればですね、先ほど出されました動議について、肅々と事を進めていくという事になろうと思ひます。なので、皆さん方にお諮りして、動議の取り下げるでいいと言われるのか、或いは動議の取り下げじゃなくてですね、動議が提案されたので、その提案理由とそれから副会長の提案されました、解任動議が出ました副会長の弁明の機会を与えて、そして皆さん方で賛成か反対かをですね諮ってするという手続きになろうかと思いますが、どうしますかね。

(13番農業委員：大熊委員)

先ほどから1番の福澤委員から動議の提案がありました。途中でなんかごちゃごちゃなってですね、これは全体会議とかに切り替えたらどうかとかいうことに。大体そういうことを言わされること自体がおかしいですよ。議会の進め方ですね、一旦出した動議はそのままぴっしゃっと通して、それを賛成か反対か意見を図って、そして最終的に決裁するという形ができるないかんのに。途中でごちゃごちゃ変なことまで出てきて、やっぱりこういった委員会はいかんですよ。もう少ししっかりしたルールをもってやっていかんと。みんな迷惑してお

	<p>ります。みんなの賛成同意だから、前の時の動議に対しての賛成同意があつたら辞めた後、その時点で今のような問題はですね、動議としてあげないけん部分をですよ、今になってから何事上げるとですか。動議とかあなた。おかしいでしょう。もう少しルールをしっかり通してもらいたいと思います。</p> <p>(11番農業委員：上田委員)</p> <p>委員会のルールとしてですね、こういう動議が出た時に、本人が取り下げと言ったのが通るか通らないのかいうのがどちらなんですか。そのみんなに諮ってどうするじゃなくて、委員会の規則として、どういう風に取り扱うのかというのがあるんじゃないですか。そういうのはないんですかね。</p>
動議の撤回	<p>(議長)</p> <p>先ほど福澤委員から動議を取り下げるという事で、発言がありました。これにつきましてですね、取り下げるにつきましてはですね、飯塚市農業委員会総会会議規程の中にですね、会議規程の中の第15条に総会の議題となつた事件及び動議を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならぬという規定になっております。それで、動議が先ほど提案されましたからですね、これを取り下げるには皆さん方の承認を得る必要があるとですよ。それです、皆さん方にお諮りしたいと思います。それではですね、取り下げるについて、承認をされる方は挙手をお願いします。本人が取り下げるという事について、皆さん方にお諮りしてですね、総会で諮って承認を得なければならないという事になつとるとですよ。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>私のことで問題になつとるし、時間もどんどん下がりますけども、よかつたら私は弁明の機会をもらって、投票してもらって結構ですよ。こういう形ですね、私が議長としたことすれども、それはもう投票されて結構ですよ。取り下げる時間が経つてまた出すとかそういう生殺しのような状態は、私は受け入れにくいですから。はつきり動議が出されたなら出されたでいいですよ。私何もここに恋々としてこの職にとどまろうと思ってませんしね。それが実際の私の責任なので。また私がもう一度弁明しますけども。投票されて結構ですよ皆さん。</p> <p>(議長)</p> <p>私が今提案しよるのがですね、動議を撤回することについて、承認されるかどうかをですね皆さんにお諮りしようと。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>それは諮ってありますけれどもですね、ただここは取り下げる、私は農業委員としては落ちてますから、私は農業委員としては今年度来月までで終わりです。そういうことですから、ここできっちり再度出すとかなるとなら先に言いますけれどもね、今は取り下げるけど再度出すとかではなくて、そこで状況が変わるわけじゃない。今後の処理方針についての問題ではなくて、私の過去のことについて問われるとるわけですから、もうここで結論を出してもらって結構です。</p> <p>(議長)</p>

	<p>言いました通り、福澤委員から提案されました動議を取り下げるということで、それについて賛成の皆さんには挙手をお願いします。</p> <p>～挙手なし～</p> <p>(議長)</p> <p>皆さん取り下げることに賛成の方は挙手をお願いしますという事で、それについてですね、皆さん方挙手が上がらんとですよね。だからですね、手が上がらんということはそれには賛成をしないという事ですね。皆さん方ですね。動議を一度提案されておるので、それを取り下げるとは認めないという事なんですね。皆さん方の意思は。だからですね、今度は提案理由の説明がありましたので、だから肃々と規定に則って進めていくわけなんですよ。いいですか。そして今日結論出します。いいですか。</p>
弁明	<p>(議長)</p> <p>副会長、弁明の機会を設けますので、弁明をお願いします。手短にお願いします。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>手短にはいかんですよ。私も自分の名誉がありますよ。もう1回だけ確認します。バタバタと書きましたけれども、福澤委員から解任動議が出された1つ目の理由は、令和元年6月6日に理由書の処理についてがされてないということでしたかね。そのところもう少し教えていただけませんか。令和元年6月6日理由書の処理って言われました。それと2つ目のところが令和3年2月10日農業委員会に会長職を利用して、私利私欲ということでの議事のことを言われました。この2点だったけども、もう一度令和元年6月6日の理由書の処理のことについて、私に指摘されたこともう一回教えてくれませんか。</p> <p>(提案委員：福澤委員)</p> <p>令和元年6月6日に提出されております理由書でございます。この時にこの理由書の処理の仕方についてですね、小委員会を開いてやるということでございました。その時にですね、こういう理由書が出るとても関わらず、これを小委員会のメンバーの方にですね、全然提示せず進めいかれたわけですね。その中で事務局、当時の局長あたりと法制あたりに確認してくれという事で、色々な事がなされております。その時に副会長の方から事務局の方に質問書が出されております。局長、係長に対してですね、ここにもありますが、それに対してですね、法制あたりに聞いてですね、違法ではないかというような説明があったにも関わらず、それを表に出さず進められたこういう事実があります。まあ、他にもですね色々とありますが、もう時間もないからですね、そういうところを全体会議でしてもらいたかった。だけどいまだになってないからですね、そういうことでございます。</p> <p>(2番農業委員：大隈副会長)</p> <p>令和元年6月6日のこれは [REDACTED] の案件だったと思います。処理の仕方について小委員会という事でした。理由書を出さなかったとか言われましたけれども、理由書が6月6日の小委員会の時にはですね、理由書が出されて書類が出てきました。しかし、期日内に理由書でから書類を受け付けたのが初めてだったと思います。それで、私は副会長として、小委員会でしたから、これを [REDACTED] の問題だったから [REDACTED] の委員の方皆さんで集まって話をさせていただけませんか。何とか取り付けていただき</p>

けませんかと頼みました。それは小委員会の中で開いたメンバーの中でですよ。私は小委員会すぐに立ち上げれって言わされたから、立ち上げんって。皆さんの同意をもらって小委員会で検討せいいって言わされたら、立ち上げますという事で了解でしたから立ち上げました。それで出てなかった。理由書で同意書が取れなかった。しかし、同意書を取るときにですね、これは何とかこういうことで取るように動いてくださいと取れるようにして。そして、担当は城石委員だったと思います。それで茅野さんとで動いてもらってですね、同意書が取れましたから。理由書のままで受け付けてませんから。同意書が取れましたから、期日内で同意書を取って進めました。だからそれで、同意書が取れたからそれは小委員会として全員で [ ] の委員さんにお願いしたんです。それで取れましたから。だからその件はその次の総会でこうやって同意書が取れましたと報告しております。それをさっきみたいに言わされたら困るし、質問書も出しました。色々とあって。細かく言うならですね、水掛け論でこんなこと言いたくないけど、私が色々質問するもんだから、内部打ち合わせの時に私の前に IC レコーダーを置かれたんですね。テープレコーダーを私の発言で。あなた達がこげなことするんなら、俺も買うてくるばいと言って私も IC レコーダーを買ってきましたよ。そういうこともあったしですね。そしてその小委員会の中ではして、あとは残った問題が同意書が取れないときはどうするかという事が、全体会議で皆さん一緒に協議して、フローチャートが出来たやないですか。皆さんと一緒に努力しよう。農業委員も一緒になって努力しよう。そして、それが取れん時は受け付けるんやなくて、預かりみたいな形になって、そしてみんなでどう取り扱うかそういう事案が出たときに協議しようということで皆さんと合意いただいとるやないですか。併せてもう 1 つ。その時的小委員会の報告もですよ、総会にかけれっていうことを規定を間違ったのは事務局ですよ。小委員会でしたことは総会で報告すればいいってなっとるのに、しゃっちがかけって言ってそれでひと悶着あったのが私は規定の内容を知らなかつたから。質問してもらつたら書いてあつた。そういうことで皆さん的には私が迷惑かけたという落ち度を私は感じておりません。それからもう少し。私にとつても大事な話ですから。もう 1 つのところがですね、令和 3 年 2 月 10 日の理由書の処理。これは先ほども言いましたけれども、皆さん方迷惑でしようけれども、期日を過ぎても同意書が出なかつたから、理由書を検討するという事で付議しました。それで付議したときにですよ、それから同意書は別で協議するという事で、全体会議を 2 回したやないですか。会長のことに関わるから私が議長をしただけで。私が副会長やから。そしてその発言ですね、色々あつたやないですか。そして本人に弁明する時間もやつたやないですか。ちゃんと皆さん事績見てください。全体会議の時に質問が出て、弁明する時間をやつしますよ。そして本人も地図やら出されたやないですか。色々な発言もありましたよ。それで、そういうことですよ。発言する弁明の時間もやつた。そして、皆さんもそれなりに理解された中で、あとは総会で動議が出たから私は先ほども言いましたけれども、副会長として議長職に座つて議事を進めただけって。自ら提案したことはないですよ。皆さん 1 つずつ 1 つずつ皆さんの了解を得て進めたこと。そして、私は議長職を降りてますから。そして、全体会議しなかつたらさも私の責任みたいな形で言われるけれども、コロナの中で発言があつたやないですか。コロナの中で、緊

	急なもんだけ協議しようて。その時私は議長職を降りてますから。端的に言えば、自分はそんなに身勝手な動きはしていないと思います。どうぞ皆さん投票していくだいて結構です。
質疑・意見	<p>(19番農業委員：小山委員)</p> <p>今動議が出て、動議に対する弁明がずっと出ております。1番委員と2番委員の間で意見が出てますけど、ここにおる我々委員の意見も出すためには採決という形で、もう動議が出ているわけですから、それに対するみんなの意見というのを。2人の意見は気持ちが分かるといったら悪いんですけど、かなり時間が経ってますので、速やかな採決をお願いします。その中で、我々もそれに対する賛成か反対かを表明するという事でしていかないと、これから先時間がどんどん経つばかりです。それからもう1つ。小委員会とか全体会議とかいう話が、もうコロナの中でこれだけ色んな会議が無くなっているような状況の中で、またそういった会議とかを開くような状態では世間の状況がそういう状況ではありませんので、そこはご理解をいただいて、速やかに採決をもって終わっていただきたいと思います。</p> <p>(議長)</p> <p>それでは、この案件につきまして、飯塚市農業委員会副会長職の解任を求めるということでございますので、副会長は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与出来ませんので、一時退室をお願いします。</p> <p>《2番農業委員：大隈副会長退室》</p>
採決の方法	<p>(議長)</p> <p>それでは、飯塚市農業委員会総会会議規程第17条の規定により、採決を行います。採決の方法は、起立又は挙手でございますが、挙手による方法でよろしいでしょうか。私は今挙手でいいんじゃないですかという提案をしようとですよ。それで賛成が多ければそっちにしますよ。挙手でいいですか。</p> <p>～賛成の声あり～</p> <p>それでは挙手の方法で行います。</p>
審議結果	<p>(議長)</p> <p>それでは大隈秀文副会長を解任することに賛成の皆さんには挙手をお願いします。</p> <p>&lt;賛成&gt;</p> <p>1番農業委員：福澤委員、10番農業委員：新開委員、11番農業委員：上田委員、17番農業委員：城石委員、以上4人</p> <p>&lt;反対&gt;</p> <p>3番農業委員：原田委員、4番農業委員：茅野委員、5番農業委員：藤田委員、6番農業委員：畠中委員、7番農業委員：高野委員、8番農業委員：伏原委員、9番農業委員：岡松委員、13番農業委員：大熊委員、15番農業委員：奥野委員、16番農業委員：深町委員、19番農業委員：小山委員、以上11人</p> <p>&lt;不在委員&gt;</p> <p>14番農業委員：多田委員、18番農業委員：淺田委員、以上2人</p> <p>(議長)</p>

採決の結果を申し上げます。賛成の皆さんは4人、反対の皆さんは11人。よって、2番大隈秀文副会長を解任することは否決されました。それでは副会長の入室をお願いします。

《2番農業委員：大隈副会長入室》

(議長)

副会長の解任決議につきましては、否決されました。賛成は4人、反対は11人。

議案第 5 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	申請のあった農地は、2名の共有農地となっており、各自持分全てを移転するもの。		
地区推進委員報告	<p>(16 番推進委員：山本委員)</p> <p>本案件につきましては、1月 27 日に譲受人の [REDACTED] から現地にて説明を受けました。[REDACTED] は約 [REDACTED] を耕作されていて、トラクター等の農業機械も所有されております。今回の 3 条申請による権利移動の農地は、[REDACTED] で面積計 [REDACTED] です。このうち [REDACTED] の 4 枚、計 [REDACTED] については、去年の農地パトロールの事前調査でイノシシからかなり荒らされていることを確認していましたが、今回作りやすいように整地が少しづつ進んでおりました。以上、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 5 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(29 番推進委員：森田委員)</p> <p>1 月 12 日に私と譲受人と原田農業委員の 3 人でお話を聞きました。譲渡人は昨年遺産相続で農地を取得しましたが、農地はこれだけです。本人は [REDACTED] のため、耕作できない状態です。そのため、隣接農地の譲受人に相談し、売買で話がまとまりました。譲受人の耕作面積は [REDACTED] 以上あります。そして、トラクター、田植え機、コンバインを備え、専業農家をしております。地元の農事区、土地改良区、生産組合からの同意も受けております。特に問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		

審議結果	許可
------	----

議案第 6 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha 超の連坦) (集落接続)
転用目的 施設の概要	<p>一般住宅 居宅 2棟 142 m<sup>2</sup>、カーポート 1棟 15.87 m<sup>2</sup>、進入路 193 m<sup>2</sup> 建ぺい率 23.08%</p>		
備考	令和 3 年 10 月 29 日付け飯塚市告示第 327 号にて農振農用地除外済み。		
造成	宅地部分において最大 50 cm 程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	南側市道から幅 3.5m の進入路を敷設。		
土留め	申請地東側で重力式擁壁を敷設。また、宅地部分の東側及び進入路を除く全方位にコンクリートブロックを敷設。		
被害防除	新設する土留め擁壁及びコンクリートブロックに高さ 80 cm のメッシュフレンスを設置。		
雨水排水	宅地部分に側溝・溜枡を敷設し南側の既存水路に放流。		
生活雑排水	宅地部分に合併処理浄化槽を設置し、雨水経路同様、南側の既存水路に放流。		
工事計画期間	令和 4 年 3 月 5 日から令和 4 年 12 月 30 日まで。		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	<p>(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。</p>		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16 番推進委員：山本委員) 本案件につきましては、1 月 6 日に申請者の [REDACTED] と土地家屋調査士の藤井哲也さんから説明を受けております。転用目的は一般住宅で、2 棟を建設予定となっております。隣接する宅地にお住まいの申請者が、現在の住居を長男へ譲り、自身の住宅と長女の住宅を建設する予定です。地元生産組合からの水利承諾も得ており、事務局の説明通り施工されるのであれば、問題なし。</p>		
現地調査報告	1 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 7 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人	[REDACTED]	農地区分	1種 (10ha 以上の連担) (既存の施設の拡張)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	最大 110cm 程度の盛土工。造成後の表面はクラッシャーラン敷。		
進入口	南側県道から既存敷地を経由し進入。		
土留め	北側において、法面土羽打ち。法面保護のため種子ロンタイ張り。 東側において、コンクリート擁壁を設置。 南側において、隣接地へ擦り付け。 西側において、土留ブロックを設置。		
被害防除	北側、東側及び西側において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	南側既設 U型側溝及び溜枠を経由し、西側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 4 年 3 月 10 日から令和 4 年 6 月 10 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(17 番農業委員：城石委員) ※地区担当推進委員が途中退席のため ただいま報告がありました通り、12 番の岡松明人推進委員が先ほどまでおられましたが、仕事の都合上帰られましたので、書類をいただいております。 代読させていただきます。1 月 24 日に譲受人の [REDACTED] の代理人の [REDACTED] の代表より、詳細資料に基づき説明を受けました。資材置場 として利用とのことです。また、譲渡人の [REDACTED] は、従前より農地の整 理をしておられます。地元 [REDACTED] 生産組合長からの同意も得てありますので、 計画の通り施工されれば、問題なし。		
現地調査報告	1 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第 7 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	1種 (10ha 超の連坦) (集落接続)

譲渡人	[REDACTED]
転用目的 施設の概要	資材置場
備考	売買
造成	最大 90cm 程度の盛土工。
進入口	西側市道より幅 5m の進入口を敷設。
土留め	進入路及び東側一部を除く全方位に土留めコンクリートブロックを敷設。 東側一部については既存擁壁へ投げかけ。
被害防除	東側一部の土留めコンクリートブロックに高さ 80 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜柵を敷設し北側既存水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 4 年 3 月 10 日から令和 4 年 6 月 30 日まで
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(25 番推進委員 : 山本委員) 去年 12 月末頃に測量事務所の方と現地にて立会し、説明を受けました。そして、地元生産組合からも了承されておりますので、問題ないと思われます。
現地調査報告	1 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 7 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 246.24 m <sup>2</sup>		
備考	売買 令和 4 年 1 月 20 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 70cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道より進入。		
土留め	北側において、道路中心線から 3.05m の位置までセットバックを行い、擦り付け。セットバック部分については、市に帰属。		

	東側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 西側において、水路から 70cm の位置までセットバックを行い、コンクリートブロック擁壁を設置。セットバック部分については、市に帰属。 なお、南側の水路から境界までの間及び西側の水路からセットバックラインまでの間については、張りコンクリート施工。
被害防除	東側、南側及び西側において、高さ 80cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に縦断用自由勾配側溝及び U 型側溝を新設し、南側及び西側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。南側水路へ放流。
工事計画期間	令和 4 年 3 月 20 日から令和 4 年 12 月 31 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明書及び融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大谷委員) 土地家屋調査士より建築される共同住宅に隣接している用水路は、見ての通り T 字路で北側から西に向かっている線が農業用水として活用されております。また、北側から東側に伸びている線は、排水路として活用しております。2 月 1 日に土地家屋調査士より、アパートから出る生活排水は合併浄化槽に溜めて、排水路に流し、T 字路の北側に向かっている農業用水路は、駐車場などの雨水を側溝を作り、流すと聞いております。また、隣接している田については、建設される土地から田越しで水を引いていましたが、用水からパイプを通し、問題ないようにすると聞いています。隣接する地主にも承諾を得れ、生産組合からも承認が出ておりますので、図面通りに施工されれば問題なし。
現地調査報告	1 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 7 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	貸資材置場及び駐車場 進入路 53.20 m <sup>2</sup>		
備考	売買		

造成	最大 105cm 程度の盛土工。造成後の表面は露天砂利敷。
進入口	北西側市道から幅 6.5m の進入路を敷設。 南側において、隣接農地 ( ) への幅 3m の進入路を敷設。
土留め	北側、東側、北西側の一部及び南東側の一部において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南側及び南西側において、市道に擦り付け。 北西側の一部において、水路から境界の間を張コンクリート施工。
被害防除	北側、東側、北西側の一部及び南東側の一部において、高さ 60cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に U 型側溝を新設し、北西側水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 4 年 3 月 20 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15 番推進委員：田中委員) 1 月 20 日に土地家屋調査士の芳中氏に説明を受けました。転用目的は貸資材置場及び駐車場となっております。本件転用につきまして、生産組合の同意も取れており、何ら問題なし。
現地調査報告	1 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 8 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	323, 693. 00 m <sup>2</sup>	
	畑	1, 346. 00 m <sup>2</sup>	
	樹園地	0. 00 m <sup>2</sup>	
	採草放牧地	0. 00 m <sup>2</sup>	
	計	325, 039. 00 m <sup>2</sup>	
作物別 設定面積	水稻	(3 年以下)	78, 185. 00 m <sup>2</sup>
		(6 年以下)	90, 651. 00 m <sup>2</sup>
		(10 年以下)	144, 421. 00 m <sup>2</sup>
		計	313, 257. 00 m <sup>2</sup>
	その他	(10 年以下)	11, 782. 00 m <sup>2</sup>
		計	11, 782. 00 m <sup>2</sup>
	計	(3 年以下)	78, 185. 00 m <sup>2</sup>
		(6 年以下)	90, 651. 00 m <sup>2</sup>
		(10 年以下)	156, 203. 00 m <sup>2</sup>

		計	325,039.00 m <sup>2</sup>	78件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
	<p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>[REDACTED]ですかね。[REDACTED]のとこですか ね。おそらく[REDACTED]の跡地が大半じゃないかと思いますけれども、これどこまで増やしていかれるんやろうかと思って。結局1番気にしているのは管理の問題なんですよね。[REDACTED]も結局管理をされないで、破産宣告されたとかいう人の噂も聞いてますけれども。若い人が作ってくれることはありがたいことなんですね。管理をしっかりしてもらいたいと思ってから。意見としては以上です。回答は後日田んぼを見れば分かりますから。[REDACTED]みたいにならないように願います。</p> <p>(議長)</p> <p>事務局から回答させんでいいですか。</p> <p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>あとは事務局がそういう風に指導してもらえれば。農地が荒れんように管理してもらえれば。</p> <p>(議長)</p> <p>質疑について回答を求めます。事務局。</p>			
質疑・意見	<p>(事務局)</p> <p>農地の利用についてでございますけれども、利用権設定だけではなくて、3条取得についても、今後の農地に対する有効利用、継続的な営農という事ですね、こちらの方から注意はさせていただいているところでございます。今高野委員からご指摘がありました通り、今後についてはそこらへんについて気をつけていかないといけないところだと事務局も考えているところでございます。</p> <p>(5番農業委員：藤田委員)</p> <p>私は大分地区の農業委員として、今回この件について携わっておりますので、ちょっとお知らせをしたいと思います。以前、[REDACTED]が作っておられた田んぼですけれども、今この[REDACTED]のところが借受けされて作られて、以前は草がボーボーではったらかしの状態だった。ここ1、2年ずっとですね。その状態を回復して、石を拾いながら、今麦を植え付けてあります。きれいに整地してありますので、いま高野委員の質問からすると問題ないと考えております。私は[REDACTED]とも話をしたけれども、17、8町までは増やしたいという話がありましたので、結構精力的に田んぼを作つておられますので、問題ないと今のところそういう風に考えております。</p>			
審議結果	決定			

報告第4号第1項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地区分	1種 (10ha以上の連担)
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第5号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月5日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和4年1月5日
結果	済		

報告第5号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月28日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月28日
結果	済		

報告第5号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月31日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月31日
結果	済		

報告第5号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月28日
結果	済		

報告第5号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月12日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月12日
結果	済		

報告第5号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月31日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月1日
結果	済		

報告第5号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月24日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月24日
結果	済		

報告第5号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月24日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月24日
結果	済		

報告第5号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月14日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月14日
結果	済		

報告第5号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月20日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月20日
結果	済		

報告第5号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月18日
結果	済		

報告第5号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月18日
結果	済		

報告第5号第13項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月18日
結果	済		

報告第5号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月18日
結果	済		

報告第5号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月13日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月13日
結果	済		

報告第5号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第18項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第19項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第20項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第21項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第22項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第23項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第24項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第25項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第26項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第27項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第28項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第29項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第30項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第31項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第32項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第33項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第34項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第35項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第36項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月20日
結果	済		

報告第5号第37項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月21日
結果	済		

報告第6号 農地転用完了等の報告について

- |       |                |
|-------|----------------|
| ①前月中に |                |
| (1)   | 完了予定日を迎えた転用案件  |
| (2)   | 完了確認を行った転用案件   |
| (3)   | 現況証明書を交付した転用案件 |
| ②今月中に |                |
| (1)   | 完了予定日を迎える転用案件  |
| ③前月中に |                |
| (1)   | 非農地証明を交付した案件   |

備考	なし
結果	済